

# 住民税所得控除一覧

控除の種類	要件 及び 控除額
雑損控除	<p>●前年中に災害などにより財産に損害を受けた場合            損失の金額－保険金等により補てんされる金額＝(A)</p> <p>① (A)の金額－(総所得金額等の合計額×10%)</p> <p>② (A)の金額のうち災害関連支出の金額－5万円</p> <p>①と②とのいずれか多い方の金額</p> <p>添付書類…災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書</p>
医療費控除	<p>●通常の医療費控除            [支払った医療費の額－保険金などで補てんされる金額] － [10万円と「総所得金額等の5%」            のいずれか少ない方の金額] (最高限度額 200万円)</p> <p>●医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)            支払ったスイッチ OTC 医薬品の購入金額－保険金などで補てんされる金額－12,000円            (最高限度額 88,000円)</p> <p>(注)通常の医療費控除と医療費控除の特例のいずれか一方のみの適用となる。</p> <p>添付書類…作成済の医療費明細書</p>
社会保険料控除	<p>●前年中に社会保険料 (国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険料など) を支払った場合、その金額。</p> <p>添付書類…国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合には、「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」等</p>
小規模企業共済等掛金控除	<p>●前年中に小規模等掛金を支払った方。(小規模企業共済制度、確定拠出法の企業型年金加入者掛金、又は個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度)</p> <p>添付書類…支払った掛金額の証明書</p>

# 住民税所得控除一覧

生命保険料控除	<p>●旧契約（平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合（両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（上限70,000円））</p>		
	支払保険料	控除額	
	15,000円以下	支払保険料の金額	
	15,000円超～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	
	40,000円超～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	
	70,000円超～	35,000円（限度額）	
	<p>●新契約（平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合（各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（上限70,000円））</p>		
	支払保険料	控除額	
	12,000円以下	支払保険料の金額	
	12,000円超～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	
	32,000円超～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	
	56,000円超～	28,000円（限度額）	
	<p>●一般生命保険料、個人年金保険料に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合          新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額（各保険の上限額28,000円、全体の上限額70,000円）          添付書類・支払額などの証明書</p>		
地震保険料控除	<p>●前年中に地震保険または長期の損害保険の保険料を支払った場合、下表の金額</p>		
	区 分	支払保険料	控除額
	地震保険	50,000円以下	支払保険料の1/2
		50,000円超～	25,000円（限度額）
	長期の損害保険 <small>※保険期間が10年以上で満期返戻金等があるもの          （平成18年12月31日までの締結分に限る）</small>	5,000円以下	支払保険料の金額
5,000円超～15,000円		支払保険料の1/2+2,500円	
15,000円超～		10,000円（限度額）	
	<p>※支払った保険料が地震保険と長期の損害保険の両方がある場合は、  <u>地震保険について上表により求めた金額</u> + <u>長期の損害保険について上表により求めた金額</u></p>		

# 住民税所得控除一覧

	(限度額 25,000 円)				
	添付書類…支払額などの証明書				
障害者控除	本人およびその同一生計配偶者または扶養親族が障害者の場合				
	※扶養親族が年少扶養親族（年齢 16 歳未満の扶養親族）である場合においても適用されます。				
	(イ) 特別障害者…障害者のうち重度の障害がある人 例) 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の人、療育手帳 A の人など	同居特別障害者	53 万円		
		特別障害者	30 万円		
	(ロ) (イ) 以外の障害者				26 万円
寡婦控除 ・ 寡夫控除	寡 婦	特 別	夫と死別または離婚し、  扶養親族である子がいる	前年合計所得金額 が 500 万円以下	30 万円
		一 般	再婚していない場合、ま たは、夫の生死不明の場 合  扶養親族か生計を一にする子 (合計所得金額が 38 万円以下 で、他の所得者の扶養になって いないもの) がいる	/	26 万円
		寡 夫	夫と死別し、再婚してい ない場合、または、夫の 生死不明の場合  生計を一にする子 (合計所得金 額が 38 万円以下で、他の所得 者の扶養になっていないもの) がいる	前年合計所得金額 が 500 万円以下	26 万円
			妻と死別または離婚し、 再婚していない場合、ま たは、妻の生死不明の場 合	前年合計所得金額 が 500 万円以下	26 万円
勤労学生控除	本人が学生で前年中の合計所得金額が 65 万円以下、かつ、給与所得等以外の所得金額が 10 万円以下の場合				26 万円
	添付書類…学校や法人から交付を受けた証明書				

# 住民税所得控除一覧

配偶者控除	配偶者の前年中の合計所得金額が 38 万円以下の人（前年中に死亡した配偶者も含む）				
	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者（70 歳以上）		
	納税者の合計所得	控除額	納税者の合計所得	控除額	
	900 万円以下	33 万円	900 万円以下	38 万円	
	900 万円超～950 万円以下	22 万円	900 万円超～950 万円以下	26 万円	
	950 万円超～1,000 万円以下	11 万円	950 万円超～1,000 万円以下	13 万円	
1,000 万円超	控除適用なし	1,000 万円超	控除適用なし		
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が 1,000 万円以下であり、配偶者の合計所得金額が 38 万円を超えた場合に、その超えた額に応じて所得金額から差し引くことができます。				
	配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額 900 万円以下	納税者の合計所得金額 900 万円超 950 万円以下	納税者の合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下	納税者の合計所得金額 1,000 万円超
	38 万円超～90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	控除適用なし
	90 万円超～95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	控除適用なし
	95 万円超～100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	控除適用なし
	100 万円超～105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	控除適用なし
	105 万円超～110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	控除適用なし
	110 万円超～115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	控除適用なし
	115 万円超～120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	控除適用なし
	120 万円超～123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	控除適用なし
123 万円超～	0 円	0 円	0 円	控除適用なし	
※配偶者控除と配偶者特別控除を同時に受けることはできません					

## 住民税所得控除一覧

扶養控除	扶養親族の前年中の合計所得金額が 38 万円以下の場合（前年中に死亡した扶養親族も含む）	
	(1) 一般の控除対象扶養親族（年齢 16 歳以上で、下記(2)、(3)以外の人）	33 万円
	(2) 特定扶養親族（年齢 19 歳以上 23 歳未満の人）	45 万円
	(3) 老人扶養親族 （年齢 70 歳以上の 人）	45 万円
	同居老親等（自己又は自己の配偶者の直系尊属（両親、祖母など）で、自己又は自己の配偶者のいずれかとの同居を常況としている人）	45 万円
	同居老親等以外	38 万円
基礎控除	一律にこの控除が受けられます	33 万円

(注意) 70歳以上（平成31年度）：昭和24年1月1日以前生まれの方

16歳以上23歳未満（平成31年度）：平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれの方

16歳未満（平成31年度）：平成15年1月2日以降生まれの方

※障害者控除～扶養控除の適用については、前年12月31日現在の状況によって判定します。ただし、親族などが前年中にすでに死亡しているときは、その死亡時の現況によって判定します。